

郷土史料集

鉄砲記

「鉄砲記」について

鉄砲記は、天文十二年（一五四三）明国船が種子島の南端に漂着し、初めての西欧人（ポルトガル人）との出会い、鉄砲の伝来、製作、国内への伝播の経緯を詳しく記してある。

鉄砲記は、鉄砲が伝来して六十三年経過した慶長十一年（一六〇六）に、十六代島主種子島久時が、日本における鉄砲の普及に果たした父十四代島主種子島時堯の功績を後世に残すため、鹿児島の大竜寺の僧文之玄昌に依頼し著したものであり、『南浦文集』に収められている。この記録は、鉄砲伝来後六十年以上経過して作られたものであるが、史実に即した記録と考えてよく、鉄砲伝来に関する国内唯一の信頼できる史料として高く評価されている。

なお、鉄砲記は種子島家に残る史料「種子島家譜」の十六代久時の項にも、その写しが記されている。また、鉄砲伝来については、同じく十三代恵時と十四代時堯の項に記されている。

書き下し文については、「種子島家譜」が全文漢文で書かれていて、現代人には難解な点が多いため、種子島の高等学校漢文教諭であった鮫島宗美氏が書き下し文にしたものを参考にしたものである。

鐵炮記

代種子嶋久時公

隅列之南有一嶋去列一十八里。名曰種子。我祖世世居焉。古來相傳。嶋名種子者。此嶋雖小。其居民庶而且富。譬如播種之下。一種子而生。坐無窮是故。名焉。先是天文癸卯秋八月二十五丁酉。我西村小浦有一大船。不知自何國來。船客百餘人。其形不類。其語不通。見者以爲奇怪矣。其中有大明儒生一人。名

五峯者。今不詳其姓字。時西村主宰有織部丞者。頗解文字。偶遇五峯。以杖書於沙上。云船中之客。不知何國人也。何其形之異哉。五峯即書云。此是西南蠻種之賈胡也。粗雖知君臣之義。未知禮貌之在其中。是故其飲也。杯飲而不杯。其食也。手食而不箸。徒知嗜欲之愜其情。不知文字之通其理也。所謂賈胡到一處輒止。此其種也。以其所有。易其所無而已。非可怪者矣。於是織部丞又書云。此去十又三里有津。津右赤尾木。我所由賴之宗子。世世所居之地也。津口有數千戶。戶富家。冒而南商北賈。往還如織。今雖

繫船於此不若要津之深而且不漣之愈也。告之於我祖父惠時與老父時堯。時堯即使扁舩數十。望之至於二十七日。已亥入船於赤尾木津。丁卯期之時。津有忠首座者。自別龍源之徒也。欲聞法花一乘之妙。寓止津口。終改禪為法華之徒。號曰住無院。殆通經書。揮筆敏捷。偶遇五峯以文字通言語。五峯亦以為知己之在異邦也。所謂同聲相應。同氣相求者也。賈胡之長有二一人。一月牟良叔舍。一月喜利志多佐孟太。手携一物。長二三尺。其為體也。中通外直。而以重為質。其中雖常通其底。要密塞其傍。有一穴通火之

路也。形象無物之可比倫也。其為用也。入妙藥於其中。添以小團欒。先置一小白於岸畔。親手一物。修其身。眇其目。而自其一穴放火。則莫不立中矣。其發也。如掣電之光。其鳴也。如驚雷之轟。聞者莫不掩其耳矣。置一小白者。如射者之棲鵠於侯中之比也。此物一發而銀山可摧。鐵壁可穿。姦宄之為仇於人之國者。觸之則立喪其魄。况於麋鹿之禱於苗稼者乎。其用於世者。不可勝數矣。時堯見之。以為希世之珍矣。始不知其何名。亦不詳其為何用。既而人名為鐵炮者。不知明人之所名乎。抑不知我下嶋者之所名乎。

一曰時堯重譚謂二人蚩種曰我非曰能之願學焉。蚩種亦重譚答曰君若欲學之我亦罄其蘊奧以告焉。時堯曰蘊奧可得聞乎。蚩種曰在正心與眇目而已。時堯曰正心者先聖之所以教人而我之所以學之也。大凡天下之理不從事於斯動靜云爲自不能無差矣。公之所謂正心豈復有異乎。眇目者其明不足。以燭遠。如之何而眇其目乎。蚩種答曰夫物要守約守約者以博見爲未至矣。眇目者非見之不明。欲守其約以致之遠也。君其察之。時堯喜曰老子之所謂見小曰明其斯之謂歟。是歲重九之節日在辛亥。

涓取良辰試入妙藥與小團鉛於其中置一小白於百步之外放之火則其殆庶幾乎。時人始而驚中而恐而畏之。終而翕然亦曰願學時堯不言其價之高而難及。而求蚩種之二鐵炮以爲家珍矣。其妙藥之精節和合之法。令小臣篠川小四郎學之。時堯朝磨夕淬勤而不已。嚮之殆庶者。於是百發百中無一失者矣。於此之時紀列根來寺有杉坊某公者不遠千里欲求我鐵炮。時堯感人之求乏之深也。其心解之曰昔者徐君好季札劍。徐君雖口弗敢言季札心已知之。終解寶劍。吾嶋雖福小何敢愛一物且復我不

宋自得喜而不寐。十襲終之。而究求而不得。豈復快於心欤。我之所好。亦人之所好也。我豈敢獨私於己。而韞匱而藏諸。卽遣津田監物丞持以贈其一。於杉坊矣。且使之知妙藥之法。與放火之道也。時堯把玩之餘。使鐵匠數人。熟視其形象。月鍛季鍊。新欲製之。其形制頗頗。雖似之。不知其底之所以塞之。其翌年。牽種賈胡。復來於我。鴻熊野。一浦。浦名熊野者。亦小廬山。小天竺之比也。賈胡之中。幸有一人。鐵匠時堯以爲天之所授。卽使金兵衛尉清定者。學其底之所塞。漸經時月。知其卷而藏之。於是歲餘。而新製數十之。

鐵炮。然後制造其臺之形制。與其飾之如鍵鑰者。時堯之意。不在其臺。與其飾。在乎可用之。於行軍之時也。於是乎。家臣之在遐迹者。視而效之。百發百中者。亦不知其幾多矣。其後和泉界有橘屋。又三郎者。商客之徒也。寓止我嶋者。一二年。而學鐵炮者。殆熟矣。歸旋之後。人皆不名。而呼曰鐵炮又矣。然後畿內之近邦。皆傳而習之。非翹畿內。關西之得而學之而已。關東亦然。我掌聞之於故老曰。天文壬寅癸卯之交。新貢之三大船。將南遊大明國。於是畿內以西。富豪子弟。進爲商客者。殆乎千人。攝師。篙師。之操舟如神。

者數百人。艤船於我小嶋。既而待天之時。解纜齊檣。望洋向若。不幸而狂風掀海。怒濤捲雪。坤軸亦欲折。吁。時耶命耶。一貢船檣傾撒摧。化鳥有去。二貢船漸而達於大明國寧波府。三貢船不得乘而回。我小嶋翌年再解其纜。遂南遊之志。飽載海貨。蠻珍將歸。我朝大洋之中。黑風忽起。不知西東。船遂飄蕩。達於東海道伊豆列。列人掠取其貨。商客亦失其所。船中有我僕臣松下五郎三郎者。手携鐵炮。既發而莫不中。其鵠矣。列人見而竒之。窺伺倣慕。有多學之者矣。自茲以降。關東八列。暨率土之濱。莫不傳而習之。今夫此物行乎我朝也。蓋六十有餘年矣。鶴髮之翁猶有明記之者矣。是知嚮之畜種。二鐵炮。我時堯求之學之。一發而聳動於扶桑六十列。且復使鐵匠知製之之道。而徧於五畿七道。然則鐵炮之權輿於我種子嶋也。明矣。昔者採一種子之生生無窮之義。名我嶋者。今以爲符其識矣。古曰。先德有善。不能昭昭於世者。後世之過也。因而書之。

鉄砲記

隅州の南に一島あり。州を去ること一十八里、名づけて種子と曰ふ。我が祖世々ここに居る。古來相伝ふ、島を種子と名づくるものは、此の島小なりと雖も其の居民庶くして且つ富めること、譬へば播種の一種子を下して生々窮り無きが如し。是の故に名づく。是より先天癸卯八月二十五丁酉、我が西ノ村小浦に一大船有り。何れの国より来れるかを知らず。客百余人、其の形類せず。其の語通ぜず。見る者以て奇怪と為す。其の中に大明の儒生一人五峯と名づくる者あり。今其の姓字を詳にせず。時に西ノ村の主宰織部丞なる者あり。頗る文字を解す。偶々五峯に遇ひ杖を以て沙上に書して云ふ「船中の客何れの国の人なるやを知らず。何ぞ其の形の異なるや」と。五峯即ち書して云ふ「此れは是れ西南蛮種の賈胡なり。粗々君臣の儀を知ると雖も未だ礼貌の其の中に在るを知らず。是の故に其の飲むや杯飲して盃せず。其の食ふや手食して箸せず。徒々嗜欲の其の情に愜るを知りて、文字の其の理を通ずるを知らざるなり。所謂賈胡一処に到りて輒ち止まるといふは此れ其の種なり。其の有る所を以て其の無き所に易ふるのみ。怪しむべき者に非ず」と。是に於て織部丞又書して云ふ。「此を去ること十又三里にして一津あり。津を赤尾木と名づく。我が由つて頼む所の宗子世々居る所の地なり。津口数千戸あり。戸ごとに富み家ごとに昌えて、南商北賈往還織るがごとし。今船を此に繋ぐと雖も、要津の深くして且つ漣たざるの愈るに若かず。之を我が祖父恵時と老夫時堯とに告げん」と。時堯則ち扁艇數十

をして之を撃いて二十七日己亥船を赤尾木の津に入れしむ。斯の時に丁つて津に忠首座なる者あり。日州龍源の徒なり。法華一乗の妙を聞かんと欲して津口に寓止し、終に禪を改めて法華の徒と為り、号して住乗院と曰ふ。殆ど経書に通じ、筆を揮ふこと敏捷なり。偶々五峯に遇ひ文字を以て言語を通ず。五峯亦以て為へらく「知己の異邦に在る者なり」と。いはゆる同声相應じ同氣相求むる者なり。賈胡の長二人あり。一は牟良叔舎と曰ひ一は喜利志多佗孟太と曰ふ。手に一物を携ふ。長さ二三尺、其の体為るや中通外直、重きを以て質と為す。其の中は常に通ずと雖も、其の底は密しく塞がんことを要す。其の傍に一穴あり。火を通ずの道なり。形象物の比倫すべき無し。其の用為るや妙薬を其の中に入れ添ふるに小団鉛を以てす。先づ一小白を岩畔に置き、親ら一物を手にして、其の身を修めて其の目を眇め、其の一穴より火を放てば、則ち立ちに中らざる莫し。其の発するや掣電の光の如く。其の鳴るや警雷の轟くが如し。聞く者其の耳を掩はざるは莫し。一小白を置くものは、射者の（ゆかりものくろほし） 鶴を侯中に棲くの比の如し。此の物一たび発せば銀山も摧くべく鉄壁も穿つべし。姦宄の仇を人の国に為す者、之に触るれば則ち立ちに其の魄を喪ふ。況や麋鹿の苗稼に禍する者をや。其の世に用あるもの勝けて数ふべからず。時堯之を見て以為へらく「希世の珍なり」と。始め其の何の名なるを知らず。其の何の用為るかを詳かにせず、既にして人名づけて鉄砲と為すものは、知らず、知らず明人の名づくる所か。抑々知らず我が一島の者の名づくる所か。一日時堯重訳して二人の蛮種に謂つて曰く「我之を能くすと曰ふには非ざるも願はくは之を学ばん」と。蛮種も亦訳を重ねて答えて曰く「君若し之を学ばんと欲

せば、我も亦其の蘊奥を譬くして以て之を告げん」と。時亮曰く「蘊奥得て聞くべきか」と。蛮種曰く「心を正すと目を眇むるに在るのみ」と。時亮曰く「心を正すとは先聖の以て人を教ふる所にして、我の以て之を学ぶ所なり。大凡天下の理、事に斯に従はずんば、動静云為自ら差ふこと無き能はず。公のいはゆる心を正す。豈復異なることあらんや。目を眇むるものは其の明以て遠きを燭すに足らず。之を如何ぞ其の目を眇むるや」と。蛮種答へて曰く「夫れ、物は約を守るを要す。約を守るものは、博く見るを以て未だ至らずと為す。目を眇むるものは之を見るの明らかならざるには非ず。其の約を守りて以て之を遠きに致さんと欲するなり。君其れ之を察せよ」と。時亮喜んで曰く「老子のいはゆる見ること小なるを明と曰ふとは、其れ斯の謂か」と。是の歳重九の節、日辛亥に在り、良辰を消取して、試みに妙薬と小团鉛とを其の中に入れ、一小白を百歩の外に置いて、之が火を放てば、則ち其れ殆ど庶幾いかな。時人始めにしては驚き、中ごろにしては恐れて之を畏れ、終りにしては翕然として亦曰く「願はくは之を学ばん」と。時亮其の価の高くして及び難きを言はずして而ち蛮種の二鉄砲を求めて以て家珍と為す。其の妙薬の擣篩和合の法は小臣篠河小四郎をして之を学ばしむ。時亮朝に磨し夕に淬し勤めて已まず。嚮の殆ど庶幾きもの、是に於てか百発百中一も失するもの無し。此の時に於て紀州根来寺に杉ノ坊某公という者あり。千里を遠しとせずして我が鉄砲を求めんと欲す。時亮人之之を求むるの深きを感じるや、其の心に之を解して曰く「昔徐君、季札の劍を好む。徐君口に敢へて言はずと雖も、季札心に已に之を知る。終に宝剑を解けり。吾が島偏小なりと雖も何ぞ敢えて一物を愛し

まんや。且復我が求めずして自ら得るすら喜んで寝ねられず。十襲して之を秘す。而るを況や来つて求めて得ずんば、豈復心に快からんや。我の欲する所は亦人の好む所なり。我豈敢えて独り己に利して匱に輾めて之を蔵せんや」と。即ち津田監物丞を遣して持して以て其の一を杉ノ坊に贈らしむ。時亮把玩の余り、鉄匠数人をして熟し、其の形象を見せ月に鍛へ季に練りて新たに之を製せしめんと欲す。其の形制は頗る之に似たりと雖も、其の底の之を塞ぐ所以を知らず。其の翌年、蛮種の賈胡また我が島の熊野一ノ浦に来る。浦を熊野と名づくるものは亦小廬山、小天竺の比なり。賈胡の中に幸ひに一人の鉄匠あり。時亮以て之を蔵むるを学ばしむ。漸く時日を経て、其の巻いて之を蔵むるを知れり。是に於て歳余にして新たに数十の鉄砲を製す。然る後に其の台の形制と其の飾の鍵鑰の如き者とを製造す。時亮の意、其の台と其の飾とに在らず。之を軍を行るの時に用ゐるべきに在り。是に於てか家臣の遐迹に在る者、視て之を効ひて、百発百中する者亦其の幾許なるを知らず。其の後、和泉の堺に橋屋又三郎といふ者あり。商客の徒なり。我が島に寓止するもの一二年にして、鉄砲を学ぶもの殆ど熟せり。帰途の後人皆名いはずして、呼んで鉄砲又と曰ふ。禪の後畿内の近邦皆伝へて之を習う。翅に畿内関西の得て之を学ぶのみに非ず。関東も又然り。我嘗て之を古老に聞く。曰く「天文壬寅癸卯の交、新貢の三大船將に南の方大明国に遊ばんとす。是に於て畿内以西の富豪の子弟進んで商客と為るもの殆ど千人、楫師、師の船を操ること神の如き者数百人、船を我が小島に載す。既にして天の時を待ち纜を解き櫓を斉へ洋を望んで若に向

ふ。不幸にして狂風海を掀り怒濤雪を巻いて坤軸も亦折けんと欲す。吁時なるか命なるか。一貢船は橋傾き楫擡けて烏有に化して去る。二貢船は漸くにして大明国寧波府に達す。三貢船は乗りきることを得ずして我が小島に回る。翌年再び其の纜を解いて南遊の志を遂げ、飽くまで海貨蛮珍を載せて將に我が朝に帰らんとす。大洋の中にして黒風忽ち起り西東を知らず。船遂に飄蕩して東海道伊豆州に達す。州人其の貨を掠め取る。商客も亦其の所を失ふ。船中に我が僕臣松下五郎三郎といふ者ありて手に鉄砲を携ふ。既に發して其の鵠中に中らざる莫し。州人見て之を奇とし、窺伺傲慕して多く之を学ぶ者あり。茲より以降関東八州暨び率土の浜伝へて之を習はざるはなし。今夫れ此の者の我が朝に行はるるや蓋し六十有余年なり。鶴髮の翁なほ明らかに之を記ゆる者あり。是に知る、嚮に蛮種の二鉄砲、我が時亮之を求め之を学び、一発扶桑六十余州を聳動せしめ、且復鉄匠をして之を製するの道を知らしめて、五畿七道に偏からしむ。然れば則ち鉄砲の我が種子島に權輿するや明らかなるを。昔一種子の生々無窮の義を採って我が島に名づくるもの今以て其の識に符へりと為す。古曰く「先徳善あるに、世に昭々たつ能はざるは後世の過なり」と。因つて之を書

慶長十一年丙午重九ノ節

種子島左近太夫將監藤原久時(花押)

鉄砲沿革小史

鉄砲という、今日では火薬の燃焼や圧縮されたガスの膨脹によるエネルギーによって弾丸を発射する装置、つまり金属で造られた筒形の火器が一般的な概念となっている。

しかし地上に火器が出現した始まりの頃には、鉄製の容器に火薬を充填して導火に火をつけ投擲具を用いて発射するものを鉄砲と呼んでいた。今とは逆に飛ばされるものが鉄砲で、これを発射する装置は機と称されたが、後になってこれも砲と呼ばれ、投擲具から火薬兵器になってもそのまま砲の名が受けつがれている。

文永十一年（一二七四）十月十九日に、九州の博多湾に上陸した元軍が発射した火薬兵器「てつほう」は、この炸裂する砲丸のことである。日本人はこの時をはじめて火薬兵器の洗礼を受け、その強い印象は、天文年間ポルトガル人が将来したエスピナルダに鉄砲の名を擬えることになったのであろう。

このように一〇〇〇年頃に中国で発明された火薬は、爆燃性を利用して破裂弾あるいは焼夷弾として用いられたが、一三〇〇年になると、緩燃性の火薬に依る火焰放射器が考案された。それは銅で鑄造された筒形の火器で、棒の先端にとりつけ火薬を充めてから点火し、噴出する火焰で敵兵の顔を焼くものであった。この兵器は火槍と呼ばれ、小銃につながるものであったが、中国人はこれで弾丸を発射する方法まで考えなかった。やがてこの手把銃と名付けられた火器がアラビアを経由してヨーロッパに伝えられる過程の何処かで弾丸を発射するハンドカノンにかわつてい

開発された。やがて一六四八年になるとこれらの燧石式発火機の欠点が改良されたフリントロックがフランスで生まれた。これは燧石を用いる発火法としては改良の余地のない完成されたものとして十九世紀初頭に雷管による点火法が出現するまで長く使用されることになった。

わが国に鉄砲が渡来した頃のヨーロッパは、火縄銃が廃れ、ホイロックによる鋼輪銃が主流になっていた。しかし東南アジアのポルトガル基地では技術者が乏しいため、複雑で微妙な機構をもつホイロックの多量生産は困難であったので、あいかわらず簡単な火縄銃が造られていた。天文十二年（一五四三）に種子島にやつて来たポルトガル人が紹介した火縄銃はポルトガル製ではなく、この東南アジアで製作された鉄砲であった。

鉄砲が伝来した頃は、戦国の群雄が割拠し互に相争っている混乱の時代であった。この新渡来の火器は武將達の着目するところとはなったが、装填に時間のかかる火縄銃ではまだまだ主戦兵器としては認められず、弓矢刀槍の補助的な役割として戦場に現われたに過ぎない。これは長い間白兵戦にたよってきたわが国の戦闘様式から、戦術的に用いてこそ価値のある鉄砲を狙撃用といった従来の兵器の代用としてしか考えつかなかったことによる。

しかるに天正三年（一五七五）長篠の戦において織田信長は、その軍隊に多量の鉄砲を準備させ、合戦が始まるや間断なき密集射撃を展開することによって、当時天下無敵の名を謳われていた甲州の武田兵に殲滅的な打撃を与え、日本の戦争様式に根本的な変革をもたらしたのである。

この影響はただ戦闘の方法が変わったというだけでなく、鉄砲

た。

この原始的な手銃はヨーロッパでも使用されたが、まもなくドイツ地方において簡単な銃床が添えられ、手で指火をする代わりになった。これは十四世紀の末で、この頃から火薬兵器は次第に重視されるようになり改良がほどこされるようになった。それはスプリングによる点火装置のコントロールと照準具であり、また肩付けのできる銃床によって射撃が安定するようになった。しかしまた拘付きハンドカノンの名残りから、長い銃身を支えるためにY状の支銃杖を必要としていた。この長い火縄銃はアルケビュースと呼ばれたが、西ヨーロッパでは銃身を短くして容易に射撃のできるムスケットとなった。

それでも火縄銃には常に火種を携帯していなければならない不便さがあつた。これは十五世紀になって回転する鋼製の歯車に黄鉄鉱を接続させることによって発生する火花で火薬に点火させる機構がニュールンベルグの時計師達によって発明された。このホイロック式発火機は丁度ライターの発火装置と似たものであるが、それよりはるかに複雑なためかなり高価なものであったから急速な普及はなかったが、ムスケット（歩兵銃）、カービン（騎兵銃）、ピストルといった用語に応じた長さの銃種が定められるようになったのもこの時代であった。

このホイロックも一五八五年頃からスペインで、燧石を鋼製の当金に打ちつけて火花を発生させるミュクレット式燧石機が生まれると、その簡単な機構には勝つことができなかつた。ミュクレットにやや遅れてオランダではスナップハウンス式の燧石機がの威力に対する防御のためそれまでの城砦は大規模な城郭に変わり、有力な大名は多量の鉄砲を保有し堅固な城を築くことによつて益々強大となり、力のない大名達は滅亡するか、本意ながらも服従するかの道をとらねばならなくなつた。その有力な大名達も最大最強の武力をもつた秀吉や家康の政権の下に従わざるを得なかつた。このような日本未曾有の大変革をもたらしたものに鉄砲の果たした役割があつたのである。

江戸時代における鉄砲の制限が厳しかったのは、徳川幕府の所有する鉄砲と他の諸侯が保有する銃器のバランスが崩れることを恐れたに外ならない。わけても寛永十四年（一六三七）九州の島原半島でおきた反乱は、女子供合わせて二万人程の百姓浪人が廃城にたてこもつたのであるが、これが鉄砲を装備していたため、幕府側からは十数万の軍隊で包囲し、さらにオランダ船や中国船からも砲撃の援助を受けながら、食糧、弾薬が尽きるまで攻略することが出来なかつたことは、創建間もない幕府にとつては強烈な打撃であり、それ以後の銃砲製作には激しい目を注ぐようになった。

この結果、幕府の政策に阿ねて諸藩の火器保有量は減少し、昔に返つて弓や矢が幅をきかすようになった。当然幕府も相対的に鉄砲火器の充実が疎かになった。これに痛撃を与えたものがペルリ艦隊の来航であつたことは言うまでもない。それにあわせた幕府が諸侯に対して軍備の充実艦船の建造を許可するというそれまでの方針の大転回をおこなつたことから、有力な西国諸藩は積極的な銃砲の生産、輸入をはかり、ついには幕府側のそれを凌駕するまでになった。一五〇年の間強大な権力を誇つてきた幕府も、

薩長を中心とする西側連合の装備が、幕府を応援する東北諸藩の旧式火器と比べ質量とも抜群に秀でたものであることを知ったとき崩潰したのである。

天文年間以来三〇〇年に亘って使用された火繩銃も幕末の僅かな期間に雷管銃に代えられつつあった。それはヨーロッパでも、少し前まで全盛を極めていた燧石銃の運命と同じである。ルイ十五世の軍医監バンヤンによって発明されたという雷汞は、一八〇七年にまずスコットランドの僧侶アレキサンダー・ジョン・フォーサイスによって銃の発火機に応用されたが、まだ多くの欠点があった。これは一八一六年フィラデルフィアの銃工ジョシユア・シヨウが発明した銅製雷管によって解決され、一八三四年頃にはヨーロッパ各国の軍隊で燧石銃との比較試験がおこなわれ、雷管銃は命中精度が優れ、発射速度の大きいことが認められ、全ての国において雷管銃が制式となった。

それでもこれまでの鉄砲では、いかに進歩したといっても、弾丸と装薬を銃口から注入し、銃身の外部から伝火するのであって、それには火繩、燧石、雷管とただ点火の方法が変わっただけで本質的な違いはなかった。しかし雷管の発明は、弾丸と発射薬を一つにして銃身の内部で点火できる完全薬莖への道を開くものであった。

一八三六年になるとドイツの技術者ニコラス・ドライゼが、弾丸の後端に雷汞を付着させ、撃針が袋薬を貫いて撃発する特殊な紙カートリッジを考案して、中心打撃によるボルトアクション銃を開発した。また同じ頃フランスでもル・フォショウによって、銅製の薬莖後端に撃針をつけたピン打式薬莖を用いる銃が造られ

た。さらにフランスではドライゼに対抗するためシャスポー銃を完成させたが、これらは後のモーゼル銃やマンリッセル銃あるいはわが国の制式軍用銃であった村田銃、三八式歩兵銃につながるものであった。

アメリカでは薬莖の底部を打撃するリム・ファイアが考案され、ウインチェスター銃や、レミントン銃などに良く利用された。ミス・アンド・ウェッソン製銃所は、このリムファイア薬莖をレボルバーに用いる特許を得て、全盛のコルトを超越することができた。わけても南北戦争は銃器の改良に大きな影響をもたらし、一躍にして銃器の先進国となった。

イギリスは大陸における独仏の抗争や南北戦争のような、さし迫った要因がなかったことから、一八六〇年代になってもまだ前装式のエンフィールド銃にこだわっていたが、一八六六年になって、前装エンフィールド銃を最も簡単に改造できるスナイデル銃を採用した。

このように火器の出現当時から五〇〇年以上も続いた前装銃も終りをつける秋がやってきた。また火繩でもあれ雷管でもあれ外側から点火させる方法も薬莖の発明によって根本的に改良され、やがて連発や自動化といったことが当り前のこととされるようになったが、これはせいぜい一〇〇年程前になってからである。

今日鉄砲の進歩の道程をかえりみると、それは常にその時代の工業技術の先端を行くものであり、ある場合は牽引車でもあったのである。たとえば近代製鉄の起こりが大砲の原料を生産するためのものであったことは誰でも知っていることであるが、有名なコルト拳銃も、その名を高からしめたものは西部の開拓史を色ど

るからではなく、それまでの一挺一挺手作りであった銃に相互交換システムを導入したことである。銃が故障しても部品を代えればよいという今では何でもないことでも、このシステムを実用化したのがコルトであることを考えると、われわれの日常生活に無縁と見られる銃砲の歴史も知らないながらもその恩恵を受けていることがわかるのではないか。

日本・世界鉄砲史年表

年代 できごと

- | | |
|---|--|
| 文永十一 (一二七四) 文永の役 日本人初めて火薬兵器の使用を知る | 文祿一 (一五九二) 文祿の役 |
| 弘安四 (一二八一) 弘安の役 | 慶長二 (一五九七) 慶長の役 |
| 正平十 (一二五五) 中国で小銅銃が作られる | 慶長五 (一六〇〇) 関ヶ原の合戦 短筒も使用される |
| 永享二 (一四三〇) ヨロッパで火繩銃(ムスケット銃)が発明される | 慶長八 (一六〇三) 江戸幕府開く |
| 応仁一 (一四六七) この頃ヨーロッパで金属巨砲が作られる | 慶長十五 (一六一〇) 徳川家康国友鍛冶に大砲を作らす |
| 永正十七 (一五二〇) ドイツ人函輪式銃を発明 | 慶長十六 (一六一一) 芝辻理右衛門初めて大砲を作る(現存最古) |
| 大永一 (一五二二) 南欧でアルケビュース(火繩銃)発明 | 元和一 (一六一五) 大阪夏の陣 |
| 天文十二 (一五四三) 種子島へ火繩銃伝わる | 元和九 (一六三三) 井上外記国友鍛冶に連発銃を作らす
この頃棒火矢できる |
| 天文十三 (一五四四) 薩摩、根来、国友で鉄砲製作 | 寛永十四 (一六三七) 島原の乱 幕府は原城攻略戦で白砲の必要を痛感 |
| 天文十八 (一五四九) 信長鉄砲隊をつくる 薩摩、黒川崎の戦いで初めて鉄砲が使用される | 寛永十六 (一六三九) 鎖国 |
| 永祿十二 (一五六九) 砲術流派生まれる | 寛永十七 (一六四〇) オランダより幕府に白砲を献上 |
| 天正三 (一五七五) 長篠の合戦 信長の鉄砲隊武田軍騎馬隊を破る | 寛永二十 (一六四三) オランダより燧石銃伝わる |
| 天正五 (一五七七) 大友宗麟、ポルトガルより石火矢を輸入し「国崩し」と名付ける | 元禄二 (一六八九) 清の康熙帝、大青銅砲を作らせる |
| 天正九 (一五八一) 北条氏直 鉄砲衆を組織 | 安永七 (一七七八) 坂本天山周発台完成
スコットランドで雷粉発明 |
| 天正十二 (一五八四) 小牧長久手の戦い | 文化八 (一八一) 浦賀平根山に大筒台場を設置 |
| 天正十三 (一五八五) 秀吉根来寺攻撃 この頃より堺鉄砲鍛冶始まる | 文化十 (一八一三) 久米通賢鋼輪発火装置を発明 |
| 天正十八 (一五九〇) 秀吉天下統一 | 文化十二 (一八一四) トーマスショー鉄製雷管を発明 |
| | 文政二 (一八一九) 国友一貫斎気砲を発明
『気砲記』『大小御鉄砲製作帖』を著す
米国でコルト連発銃原理が発見される |
| | 文政八 (一八二五) 外国船打払令 |
| | 天保一 (一八三〇) 国友一貫斎二十連発早打気砲発明 |

- | | |
|---|------------------------------|
| 天保三 (一八三二) 高島秋帆オランダより燧石銃ゲベール、ヤーゲル銃輸入 | 明治二 (一八六九) 大山弥助国産第一号洋式大砲つくる |
| 天保八 (一八三七) 大塩平八郎の乱、火繩銃、大筒、木砲、棒火矢を使って大阪市中で戦闘 | 明治五 (一八七二) 輸入鉄砲の整理登録(壬申鉄砲改め) |
| アメリカ船モリソン号浦賀に来航 | 明治十 (一八七七) 西南の役 |
| 天保九 (一八三八) 米人ペッパーボックス発明 | 明治二七 (一八九四) 日清戦争 |
| 天保十二 (一八四一) 高島秋帆徳丸ヶ原で大演習 | 明治三五 (一九〇二) 村田銃制定 |
| 天保十三 (一八四二) 吉雄常之雷求を作る『粉砲記』を著す | 明治三七 (一九〇四) 日露戦争 |
| 天保十四 (一八四三) デリンジャー小型ピストル発明 | |
| 嘉永一 (一八四八) 佐久間象山大砲を鑄造 佐賀藩火繩銃を廃して燧石銃にかえる | |
| 嘉永二 (一八四九) 幕府洋式砲を鑄造 | |
| 嘉永三 (一八五〇) 佐賀藩反射砲をつくる | |
| 嘉永六 (一八五三) ペルリ来航 ペルリの兵隊後装式雷管銃所持 | |
| 安政二 (一八五五) 仙台藩反射砲を作る | |
| 安政三 (一八五六) 片井京助後装雷管銃を製作 | |
| 安政五 (一八五八) 佐久間象山迅発撃銃を製作 | |
| 安政六 (一八五九) 安政の大獄 横浜、長崎、函館開港 | |
| 文久二 (一八六二) リンカーン、スペンサー連発銃を採用して南軍を破る | |
| 文久三 (一八六三) 薩英戦争 | |
| スプリングフィールド銃発明 | |
| 元治一 (一八六四) 長州征伐始まる | |
| 慶応三 (一八六七) 大政奉還 | |
| 明治一 (一八六八) 鳥羽伏見の戦い 明治維新 | |

種子島鉄砲史年表

年代 できごと

天文十二 (一五四三) 種子島最南端門倉岬に明国船漂着。鉄砲を伝える。

天文十三 (一五四四) 明国船熊野浦に漂着。客に一鉄匠あり。八板金兵衛、鉄砲製作の法を学び国産化に成功。

津田監物 種子島へ伝来の鉄砲を紀州根来へ伝える。

根来寺門前町にて、芝辻清右衛門、鉄砲製作に成功す。

天文十四 (一五四五) 橘屋又三郎、堺にて鉄砲製造を始め、製法及び砲術を広める。

天文十八 (一五四九) ポルトガル人の伝える鉄砲、妙薬の法天聰に達し近衛種家卿、御内書を種子島時堯に賜う。

元亀年中 (一五七〇) 根占沖で種子島軍船襲わる。我が方鉄砲を撃つ。

天正十二 (一五八四) 肥前、竜造寺攻めるとき種子島勢鉄砲を発す、その当たるや奇なり。薩摩藩主家久より褒美を賜う。

天正十八 (一五九〇) 秀吉小田原攻め、時に秀吉、種子島の遠境なるを以て役を免じて鉄砲二百挺(玉目二十匁)を献ずるを命ず。

文禄元 (一五九二) 十六代久時、文禄元年より前後四回朝鮮へ出陣、種子島勢の鉄砲活躍すという。

慶長十一 (一六〇六) 十六代久時「鉄砲記」を作る。

寛永元 (一六二四) 十八代薩摩藩主家久公に、鉄砲百挺(玉目五匁)を献ず。

寛永十四 (一六三七) 島原の乱、種子島勢の鉄砲活躍すという。

正徳三 (一七二三) 鉄山師、川辺の土春田半左衛門等を招いて、鉄を現和村武部に鑄、土人をして練習せしむ。

享保十九 (一七三四) 種子島で産する鉄砲の刻名、隅州住を除き種子島住に統一される。

享保二十 (一七三五) 鉄砲一挺(三五匁猪毛彫)を薩摩藩主に献ず。

寛延元 (一七四八) 島津宗信、家伝の南蛮鉄砲(一は故郷、一は腰差と名づく)を覧らる。

寛延三 (一七五〇) 焰硝倉を内城に造る。

宝暦八 (一七五八) 古田村の庄官武田喜助、長山利左衛門の鉄砲を借り、ひそかに鹿倉に狩するを罰し、宅地及び鉄砲を没収して西之村に放つ。

天明五 (一七八五) 笹川助八、国制を犯し鉄砲を麓に放つ。寺入二十四ヶ月。

寛政十一 (一七九九) 砲術を城之浜に見る。師範大筒上妻七兵衛。

文化五 (一八〇八) 銃丸及び焰硝を城内広間に置き、番人をして監視せしむ。

文化十一 (一八一四) 野間村で焰硝を製す。

文化十四 (一八一七) 鉄砲一挺を西村七郎に与う、七郎所蔵の善長製の鉄砲を収めたるの故を以て、之を謝するなり。

文政元 (一八一八) 芭蕉布各々一反を阿世知新次郎、吉留仁左衛門に与う。新次郎は鉄砲を製して賃米錢を受けざるを賞するなり。

文政五 (一八二二) 夷賊の変に備えて白焰硝の製造許可、尚毎歳白焰硝百斤の購入を許可。

文政七 (一八二四) 異国船来る。大崎に異国人七人上陸、鉄砲を腰にす。長さ尺五寸ばかり、間もなく退散。

文政八 (一八二五) 土及び足輕をして鉄砲を放つを習わしめ、異賊の用に備えしむ。

文政十 (一八二七) 鉄砲を習うの場を池田黒山尻に定む。

文政十二 (一八二九) 一島鉄砲の会緩う、放光院殿の喪中なるを以てなり。

異国船竹崎浦に漂来。長さ二尺ばかりの鳥銃十挺余、一尺ばかりの銃を両腰に携う。又一砲の長さ四尺余、焰硝及び団鉛数十を盛り…とある。

文政十三 (一八三〇) 鍛冶徳永嘉之次を叱る。窃かに鉄砲製するを以てなり。

天保十五 (一八四四) 白焰硝十斤を住吉、安城の村吏に賜う。異国船の事を怠らざるを賞するなり。

六十歳以下十五歳以上及び機械の多少を検し之を呈せしむ。人員八〇七、鉄砲四二八、槍九三、薙刀二、熊手二、弓六二、征矢七〇七

一略

嘉永元 (一八四八) 硝薬、鉛を住吉の松下五作に与う。その銃射

する驚を献ずるを賞してなり。

嘉永二 (一八四九) 朝服一領を西村休八に与う。大銃を鑄るを賞してなり。

嘉永四 (一八五二) 三役組頭が知寛才兵衛らの門人の銃術を大野崎に覧る。

雲之城の銃場を甲女川の橋東に移す。

染布各々一反を鍛冶柳田直助、阿世知市郎に与う。直助は左銃一挺を製して献じ、市郎は四匁六分の銃を製して之を献ず。

白焰硝方見聞役 渋谷甚十郎、下吏図師代助、丁夫五人屋久島より来る。

嘉永五 (一八五三) 官命じて銃陣を練習せしむ、困って石寺浜に閑す。

鉄匠平瀬新助、その弟新太郎、銃を製して献ず。宇多津寛右衛門、同じく直介、銃を製して之を献ず。

藩吏樺山某等帰る。来たりて硝石を製する者なり。

嘉永六 (一八五三) 鉄匠 阿世知市蔵、銃を製して之を献ず。四匁三分。

染布各々一反を大山喜兵衛、他十一名に与う。大砲を製して之を献ずるを賞するなり。

大砲二門(銅製五百目)を官に請いて之を種子島に下す。

金子百正を遠藤金次郎に与う。銃場狹隘なるにより居を茅原の射場の植木場に移さしむるを以てなり。

軍法訓練を城之浜に覽る。帰りに城上より行伍を覽る。河野佐太郎、砲隊に在り、誤りて自ら傷けその夜死す。

日高杉右衛門を側射手に命ず。

安政元 (一八五四) 鉄匠平瀬新七 私事で鹿兒島に在り、之を留めて砲丸を製するを習わしむ。

硝薬五斤を住吉村の村吏に与う。

安政二 (一八五五) 住吉に夷船漂来、夷人奇器を出して天を窺い或は銃を放ち而して去る。

安政三 (一八五六) 官命を奉じて我が武庫の貯うる所の器械を録して之を官に呈す。

具足三三五領、鉄砲七五七挺。

幕府、梵鐘、銅器を毀して大砲、小銃を鑄しむ。

安政五 (一八五八) 東辰五郎など始めて調し、火繩を献す。

安政六 (一八五九) 異船能野の洋に碇を下す。府内諸官相議して三信銃を發す。諸士悉く至る。

異人九輩来る。小銃を携う。六眼銃といひ又六挺眼ともいふ。葉きょうを合わせて之を与う。……異人等又その銃を發するの法を教えんとす。一器六發、細葉・火繩を施さずして發す。

鉄匠をしてこの六挺眼に擬して銃を製す。

万延元 (一八五六) 鉄匠柳田直助らをして阿墨利加人贈る所の六眼鳥銃に擬して之を造らしむ。

文久二 (一八六二) 官の御目付祢寝彦助来りて、我が鉄匠をして鳥銃(八匁付台)五十挺を製せしむ。

三役、稻富流銃術を大野崎に覽る。

三役、赤井流、天山流砲術を城之浜に覽る。八板矢一兵衛、年七十、場に入りて砲を放ち氣力雄健、少年輩に減せず。故に賞するなり。

文久三 (一八六三) 鉄匠の長八板鉄蔵に上下地一反を与う。銃を作つて之を献するを賞するなり。

上妻左衛門及びその門人らを賞す。各々砲術をよくするを以てなり。又、柳田今右衛門、桑山直太郎が年七十以上にして能く大銃を發するを賞す。

藩士祢寝彦助、命を受けて再び来り鳥銃を作る。

官、諸寺院及び民間の銅器を収め、大砲を鑄る。西村休八時乗の砲術を内城に覽る。

合煙硝各々一斤を古市喜齋、日高九郎、梶原儀助に賜う。驚を射て之を献するを賞するなり。

元治元 (一八六四) 西村休八の砲術を城之浜に觀る。羽生助左衛門らの射術を内城に觀る。

慶応元 (一八六五) 上妻曾兵衛を叱す。硝石を製するの日、不正の事あり、官、武庫の大銃の員を問う。凡そ大銃六門、一門に弾薬各々五十発を見ると、

しか云う。

稻木覺兵衛、鉛百五十斤を献す。

明治元 (一八六八) 家老をして金貳千両、施条銃百挺を献せしむ。

明治二 (一八六九) 施條銃各々一挺及び武庫に蔵する諸品を諸士に賜いて以て別意とす。甲冑通計五百領ありき、大小銃数千挺その余の兵器備具せざるなし。先君究竟公の儉素節用以て製造完繕する所に係るといふ。

明治十一 (一八七八) 西村時彦、鉄砲一挺を献す。初め天文十二年南蛮人、鳥銃を法性公に献するや、時彦の遠祖、西村織部丞も亦一挺獲たり。去歲の戦に公室の蔵する所は、兵火の為に焼かる。時彦之を聞き、乃ち、己が家に蔵する所を献す。公、之を嘉し備前刀一口及び金二百疋を賜う。

明治十二 (一八七九) 陸軍省の徵召により、種子島の鉄砲鍛冶、砲兵工廠の囑託として参加。

阿世知伝一郎、平瀬直市、牧瀬休七、宇辰真左衛門、山下五右衛門、牧瀬権右衛門、石原李太郎、平瀬友八(平瀬友八は、島津家の工廠にて、村田將軍の下にあり、製造に従事して、その發明研究模様を熟知せしといふ)。

明治十三 (一八八〇) 第二次陸軍省の徵召により、種子島の鉄砲鍛冶、砲兵工廠の囑託として参加。柳田安太郎、徳永祐光、平瀬伝五郎(十八歳)、牧瀬伝吉(十八歳)。

明治三三 (一八九〇) 羽生武兵衛、古銃一挺を献す、是に至りて酬

ゆるに、金三円を以てす。銃は、天文年間八板金兵衛清定の作る所、蓋し、当時南蛮人献ずる所の故郷銃に擬するものなり。

西村時彦、大阪朝日新聞紙、三葉を贈る。紙上、鉄砲の来由を記するものあるを以てなり。

明治二四 (一八九一) 前田讓蔵の東京に往くや、我が家蔵する所のポルトガル銃を、遊就館に陳列す。是に至りて土方宮内大臣、簡を贈りて、天覧に備う云々のことを告ぐ。

郷土史料集 鉄砲記

発行 平成十三年三月
二版 平成十八年三月
三版 平成二十六年三月

編集発行 西之表市教育委員会

種子島開発総合センター

〒八九一―三二〇一

鹿児島県西之表市西之表七五八五

TEL 〇九九七―三三三二一五

FAX 〇九九七―三三三三五〇

印刷 有限会社 種子島新生社印刷